

○議長(鳥居直記君) 出席議員半数以上であります。これより議事日程第3号により本日の会議を開きます。

日程1

市政一般質問

について、前日に引き続き市政一般質問を行います。17番堀江ひとみ議員。

〔堀江ひとみ君登壇〕

○17番(堀江ひとみ君) 日本共産党の堀江ひとみです。

まず、民生福祉の向上について質問いたします。

1点目は、介護保険料減免制度の具体化についてです。年金で生活しておられる高齢者にとって、介護保険料・利用料は大変な負担です。私どもの市民アンケートでも、「年金から介護保険料が引かれれば年金はそれだけ少なくなる。病気になったらどうしよう。医療費は負担できない。毎日そのことで頭がいっぱいです」と苦しい生活実態を告発する声が寄せられています。介護保険料が高い、利用料が払えないという声は、多くの市民の共通した切実な思いです。

長崎市は、ことし4月より介護保険料の減免制度を実施するとしています。しかし、どういう人たちが減免の対象となるのか明らかにされていません。例えば西彼杵郡三和町のように、減免対象を明らかにして、多くの市民が減額の制度を活用できるようすべきです。長崎市が減免制度を具体化しよう求めます。

2点目は、介護保険料全額徴収の凍結についてです。65歳以上の高齢者は、現在、半額の保険料ですが、ことし10月からは、今の2倍の額、取られることとなります。「今でも生活を切り詰めているのに、どうやって介護保険料を払っていくのか」、市民の率直な思いです。長崎市がこうした市民の生活実態をもっと取り上げ、国に対し、介護保険料全額徴収を凍結するよう求めるべきと思います。見解を伺います。

3点目は、介護支援専門員(ケアマネジャー)の処遇改善についてです。介護保険制度では、要介護認定とケアプランの作成が、これまでの医療や福祉の措置制度のもとではなかった2つの大きな柱で、この2つがないと介護保険制度は成り立ちません。ケアマネジャーは、本来、介護を必要とする利用者の希望や生活の必要に応じて提供す

るサービスのケアプランを立てていく仕事です。ケアプランも、これがないと保険の給付ができません。ケアマネジャーは、それほど重要な責任の重い仕事です。

実際にケアマネジャーとして頑張っておられる方々にお話をお聞きしました。ほとんどの方が、利用者と同じくケアプランを作成したいと言われました。ケアプラン作成のための時間が圧倒的に足りないというのが実態です。ケアマネジャーがケアプランを作成するという本来の仕事をできない要因は何でしょう。一つに、ケアマネジャーの大半が看護婦やホームヘルパーなどと兼務になっていること。本来の仕事をしながら時間外にケアプラン作成という重要な仕事をしなくてはならないこと。もう一つは、利用者との面談よりも保険の給付に伴う実務的処理などに多くの時間をとられることなどが挙げられます。何より兼務しなければならぬケアマネジャーの報酬の低さは、これまでも日本共産党が指摘してきたところです。

一方、高齢者にとってケアマネジャーは家族以上に頼りになる存在です。老後をどう生きるかという不安や悩み、全財産も含めて明らかにするわけですから、ケアマネジャーに絶対の信頼を寄せています。高齢者の生きる支えになっているのが、ケアマネジャーの存在です。だからこそ、ケアマネジャーが専門職として社会的立場も身分保障も確立されることが緊急に求められています。

長崎市が国に対して、ケアマネジャーの専門職としての確立、身分保障の整備を求める考えはないか、質問いたします。

4点目は、国民健康保険についてです。長引く不況の中で、国民健康保険税を払えない世帯がふえています。国保課の資料によれば、ことし3月末現在、2カ月しか使えない短期保険証交付対象は8,803世帯に上ります。何と国保加入世帯の約1割に相当いたします。国保基金の12年度末現在高は11億5,700万円となっています。国保税として集めたお金は、基金として積み立てるのではなく、次年度の国保税引き下げの財源に充てるべきです。高過ぎる国保税を、払える国保税にしてください。国保税の引き下げを求めます。

5点目は、国保の資格証明書発行問題についてです。国保税を1年間納めることができなかった

らどうなるか。保険証は取り上げられて資格証明書となります。介護保険制度が始まり、国保税が払えない世帯がふえることを想定した国は、国民健康保険法を変えて、滞納世帯に対する保険証の取り上げを、これまでの「できる」規定から「実施する」規定へと改悪しました。国民健康保険法の第1条は、国保が社会保障であることを明らかにしています。保険証の取り上げである資格証明書の発行はすべきではありません。見解を伺います。

6点目は、福祉医療費支給事業の自己負担額引き下げについてです。昨年12月市議会で、長崎市福祉医療費支給条例の一部を改正する条例が賛成多数で可決されました。このことにより、老人保健法の一部改正に伴う福祉医療費の一部負担が引き上げられました。そのとき引き上げに反対したのは、日本共産党、草の根クラブでした。私は当時、厚生委員会の中で反対の理由を述べました。市民の暮らしが厳しい状況にある中で、これ以上の市民負担増は認められないこと、一部負担を設けるべきではないことを主張しました。そうした立場からも、市民生活の実態に照らしても、自己負担額の引き下げは市民の切実な要望です。引き下げを実施する考えはないか、お尋ねいたします。

7点目は、乳幼児医療制度の現物給付実施について質問いたします。現在、長崎市では赤ちゃんの医療費を病院の窓口で一たん全額支払って、その後、手続きをして一部負担額を除いた額が戻ってくる償還払い方式がとられています。この方式をやめて、病院の窓口では一部負担金のみの支払いで済む現物給付方式を取り入れる考えはないか、見解をお尋ねいたします。

第2は、ごみ不法投棄対策についてです。

3月の代表質問に続いて質問いたします。市内三ツ山の六枚板地区に廃自動車が野積みされている問題、純心大学の隣接地に金属類などが放置されている問題、これらについて環境部長は、いわゆるごみの不法投棄ではなく、保管しているものであると見解を述べました。その上で、大量に山積みされている状態は、生活環境の保全上、景観上、決して好ましいものではないので、今後、事業者に対して指導を行っていきたいと答弁があったところです。その後、住民の皆さんと現地を確認いたしました。一部に指導の結果が見えるも

の、基本的には対応が取られていないというのが住民の声です。これまで、どのような指導をされたのか、明らかにしていただきたい。ごみ不法投棄対策についての見解を求めます。

第3は、被爆遺構の保存について。

旧山里国民学校防空壕跡の保存整備について質問いたします。私が申し上げるまでもなく、被爆地長崎は、原爆の悲惨さを内外に訴え、核兵器廃絶と再び被爆者をつくらぬという恒久平和を追求する使命を担っています。その役割を果たすためにも、被爆遺構の保存・継承は重要な意味を持っています。長崎市原子爆弾被災資料協議会に被爆建造物等のランク付け一覧という資料があります。Aランク「原爆の熱線、爆風及び放射線により破壊、又は著しく影響を受け、原子爆弾のすさまじさを感じさせる痕跡のあるもの。又は著しい痕跡は認められないが、当時の社会的状況を特に示唆するもの」。Bランク、Cランクについては省略しますが、Dランク「被爆当時の建造物ではあるが、被爆の痕跡が全く認められず、原爆との関連も定かでないもの」となっています。

旧山里国民学校防空壕跡は、この中でAランクに位置しています。それだけに、保存整備は被爆当時の実相をより正確な姿で残していくことが求められます。今回、旧山里国民学校防空壕跡が保存整備されましたが、そのあり方に大きな問題を残しています。市民の方から、「当時の姿など何一つ残らぬまでに改造した」「保存の目的、意義に反している」と、怒りと落胆の声が寄せられています。

被爆遺構の保存整備という本来の立場に立つならば、当時が生かされる状況への修正復元が求められる問題です。修正復元の考えはないか、見解をお示しください。

最後に、市立公民館使用料の返還について質問いたします。

市民の方から、次のような疑問の声をいただきました。「市立公民館に利用を申し込み、同時に使用料も支払った。しかし、申し込んだ2日後、諸事情で取り消しを行ったが、払った使用料は返還されなかったというのです。例えば取り消しが使用当日の直前など、期日が近いのであれば返還できないことは理解できるが、取り消したのは、使用当日まで約1カ月の期間があり、納得できな

い」という声です。

私は、市民の皆さんの声は当然だと思います。申し込みがキャンセルになれば、市立公民館はまた申し込みを受け付けるわけで、いわば使用料の二重取りという市民の指摘は当然です。しかも、1951年(昭和26年)につくられた条例を情報公開の今日の現状に合わせて見直してほしいという市民の声はうなずけます。この際、十分に検討することを求めます。

以上、市民の皆さんの要望をもとに質問いたします。とりわけ、長引く不況と年金、医療など、社会保障の連続改悪の中で、市民の暮らし優先の市政を求める立場を強くして質問いたします。

市長並びに関係理事者の誠意ある答弁を求めます。=(降壇)=

○議長(鳥居直記君) 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

○市長(伊藤一長君) 皆さん、おはようございます。

堀江ひとみ議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の民生福祉の向上につきまして、2点私の方からお答えをいたしたいと思えます。

第1点目の介護保険料の減免制度の具体化についてであります。これまで国が示した条例準則等を受けて、長崎市の介護保険条例の中では、災害、疾病、失業、農作物の不作等の4つの事由に加えまして、長崎市独自に条例に定めた「特別な事情があること」に該当する事項といたしまして、運用上、収監や海外居住、また、居住用の土地建物を譲渡し、その代金を保証債務の弁済に充てた場合、さらに、その他特別な事情があり必要と認められた場合とし、その具体的な適用対象につきましては、同じ社会保険である国民健康保険との整合性を十分図った上で、個々の具体的な事情に即し、納付能力が認められないと判断された場合に限りまして、必要に応じた減免を行う制度を本年の4月から設けております。

この減免を行う際には、生活保護法における最低生活費等を参考にさせていただきながら、被保険者の個々の具体的な事情に基づき客観的に納付能力を著しく喪失しておられると認められた場合に限り、減免の対象とさせていただくよう考えております。

あわせて、国の方針を踏まえて、一つ、他の被

保険者との公平性を確保する観点から、恒常的な低所得者対策として一律には行わず、一つ、また、介護保険における相互扶助の精神のもと、この運用の分については全額減免は行わず、一つ、さらに、減免に伴う財源については、第1号被保険者の保険料で賄うことといたしております。

そこで、ご質問にございます減免制度の具体化についてでございますが、これまで繰り返しご説明申し上げてきましたとおり、介護保険制度は、介護を国民皆で支え合おうとするものでありまして、保険料をお支払いいただいた方に対して必要な給付を行うものであります。したがって、例えば収入のみに着目した場合、一定の減免の基準を設けることは、正確な負担能力を個々に判断しないまま減免を行うこととなり、他の被保険者との負担能力の公平性が確保できないことから、あくまでも個々の具体的な事情に即した減免を実施していくことといたしております。

なお、この減免の制度の周知につきましては、現在、462回を数える制度説明会を初め、昨年9月に作成いたしておりますガイドブック「なるほど介護保険」等による広報や、市税等と同様に各個人へ送付させていただく納入通知書の中への明記により周知を図るとともに、介護保険課内に制度施行前より設置いたしております介護保険相談コーナーあるいは介護保険相談ダイヤルによりまして、ご相談への対応を図っているところであります。

いずれにいたしましても、全国で139の市町村が介護保険料の単独減免を実施している状況の中で、長崎市におきましては、国の保険料減免に対する考え方の三原則に従い、制度の枠組みの中で適正な減免を行うことにいたしておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、第2点目の介護保険料全額徴収の凍結についてでございますが、ご存じのとおり、第1号被保険者の介護保険料に係る介護保険の円滑な実施のための特別対策が本年9月で終了をし、10月からの介護保険料につきましては、本来の額を納付していただくことになっております。

このような中、長崎市では、本年10月からの保険料の満額徴収は、経過的な措置を終了いたしまして、本来徴収されるべき額を納付していただく

ものであること。高齢者の保険料は、給付費の6分の1程度であり、残りは公費や第2号被保険者からの保険料であること、また、第2号被保険者は、制度施行当初から本来の保険料を支払っていただいていることもあり、そのような状況の中、10月から本来の保険料を納めていただくことへの理解を深めるために、今月の21日から地区公民館等14カ所、計16回に及び制度説明会の開催を初め、広報ながさきへの掲載、週刊あじさいやラジオによる広報、さらには啓発ポスターの各自治会等への掲示、電光掲示板への掲載など、でき得限りの広報活動により市民の皆様へより一層の周知を図ってまいりたいと考えているところであります。

そこで、堀江議員ご質問の全額徴収の凍結について、国へ要望することへの見解についてでございますが、65歳以上の方につきましては、これまでのご負担に比べますと、今後、ご負担がふえることはたしかであります。これは介護保険制度における新たなご負担に慣れていただくための段階的な軽減措置が終了することによるものであります。このような施策に見られるように、介護保険制度は、給付と負担の関係について市民の皆様のご理解を得ながら、今後、見込まれる介護費用について、皆で支え合っていくとすることとなります。

したがって、制度の一層円滑な実施のためには、すべての被保険者に制度の趣旨を十分にご理解いただくことが重要でありまして、長崎市といたしましては、このような観点に立ち、制度の趣旨に即した保険料の納付の徹底について、引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、第3点目のケアマネジャーの処遇改善の件についてでございますが、ご質問にございます処遇改善には、経済的な処遇と専門職としての資質の向上を図る面での処遇が考えられるものと思えます。

まず、経済面で申しますと、介護保険制度の中の在宅サービスにおいて中心的役割を担っていただいておりますケアマネジャーの方に対する報酬は、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準において居宅介護支援費、いわゆる居宅介護サービス計画給付費として規定されている

ところであります。ケアマネジャーが行う業務のうち、介護報酬の支払いの対象となっていないものもあることから、これら対象となっていない業務について必要な支援策を講じるために、平成13年1月から、これまでのケアマネジャーが支援を行っても評価の対象とならなかった短期入所振替利用の業務及び住宅改修に係る理由書作成の業務に対する助成を目的といたしました短期入所振替利用援助事業及び住宅改修支援事業が、それぞれ国におきまして実施されたことに伴いまして、長崎市におきましても、平成13年度の新規事業として予算を計上し、必要な支援を実施しているところであります。

さらに、訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額の一本化までの暫定的な措置であります短期入所振替利用援助事業とは別に、住宅改修支援事業につきましては、国による次期介護報酬の見直し等の機会に、その位置づけについて再検討が行われることになっているなど、介護報酬の額につきましては、平成15年度に予定されております見直しの中で、一定の結論が得られるものと思われます。

したがって、その間におきましても、全国市長会等あらゆる機会を通じまして、ケアマネジャーが行う業務内容を十分に反映した居宅介護支援費の見直し等について、国に要望してまいりたいと考えております。

次に、専門職としてのケアマネジャーの資質の向上についてでございますが、平成12年11月の財団法人長寿社会開発センターに設置されました介護支援専門員現任研修・専門研修の在り方研究委員会におきまして、ケアマネジメントの業務に従事する者に対する現任研修会等のあり方についての検討がなされ、現在、報告書の取りまとめ作業が行われているところであります。

この取りまとめの中で、一つ、現状における問題点、一つ、研修体系に関する考え方、一つ、研修カリキュラム等のあり方に関する考え方などが盛り込まれる予定であり、この報告書の正式な取りまとめを待つて、本市といたしまして対応できる部分について検討してまいりたいと考えております。

また、本市では去る6月2日に、「措置」から「契約」へと移行いたしました介護保険制度にお

いて、利用者の権利擁護に関する社会資源についてご理解いただくことを目的といたしまして、「地域福祉権利擁護事業と成年後見制度」をテーマに、ケアマネジャー、訪問介護員等を対象とした研修会を開催いたしました。約180人のご参加をいただきました。

さらに、市内に3カ所ございます基幹型支援センターにおきましても、医療・保険・福祉の関係者による地域ケア会議を開催し、ケアマネジャーの資質の向上を目指すとともに、介護支援専門員が個々の利用者の立場に立った適正なケアプランを作成し、よりよいサービスが提供される仕組みの定着を目指すケアマネジャー研修会の定期的な開催を行っていくこととしております。

このように、ケアマネジャーに対する支援につきましては、本市独自の取り組みも含め、時期をとらえながらも、より効果的な方策を展開してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、国におきましては、ケアマネジャーへの支援方策について、介護支援専門員の業務の状況を踏まえての検討が必要という観点から、平成13年度において、その業務実態を把握するための調査を行うことといたしておりますので、長崎市といたしましても、このような機会をとらえまして、本年5月1日現在、居宅介護支援事業所に従事されておられます177人のケアマネジャーの方々十分にその専門職としての力を発揮できるよう、国への働きかけを行ってまいりたいと考えておりますので、ぜひご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、福祉医療費支給事業の自己負担額引き下げの件についてでございますが、長崎市の福祉医療費制度は、県の補助事業として、県市各2分の1の負担割合で、長崎県福祉医療費補助金交付要綱をもととして、長崎市福祉医療費支給条例を制定し、昭和49年10月から実施しているところであります。

この制度は、病気等で医療機関にかかり、保険給付が行われた場合は、支給対象者またはその保護者に対し、保険診療にかかる一部負担金から条例で定める額を控除した額を福祉医療費として支給しているところでございますが、この控除額を算定するに当たりましては、老人保健法の規定による老人医療に係る一部負担金の額に準拠してお

ります。老人保健法の一部改正が平成13年1月1日から施行されることに伴いまして、長崎市におきましては、県の要綱改正を受け、他の市町村と同じく、昨年の12月議会において条例改正を行ってまいりまして、本年4月1日から適用したものでございます。

自己負担額の改定の内容は、改定前が1日530円、1カ月の上限が2,120円に対しまして、改定後は1日800円、1カ月の上限が3,200円でございます。自己負担額を本市のみが引き下げことは財源的に見ても市の単独事業となり、現在の本市の財政状況等を勘案した場合、非常に厳しい状況でございます。ただし、一方では、市民の方に対しまして経済的な負担をおかけしていることは一定承知をしており、また、県におきましても、他の都道府県の自己負担額の調査あるいは本県の各市町村との協議を踏まえまして、現行の老人、乳幼児、障害者等が連動する自己負担額のあり方など、種々検討する考えを示しており、今後とも県の動向等を踏まえながら、また、市長会、町村会等との連携を取りながら対応をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、私の本壇よりの答弁を終わらせていただきます。

他の問題につきましては、それぞれ所管の方からお答えいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。＝（降壇）＝

○市民生活部長（妹尾芳郎君） 民生福祉の向上についてのご質問のうち、4点目の国保税の引き下げと、5点目の国保資格証明書の発行問題についてお答え申し上げます。

国民健康保険は、ご承知のとおり、被保険者の相互扶助により成り立つ社会保険制度であり、その運営は、国などからの支出金と被保険者からの国保税収入でなされているところでございます。国保税の税率算定に当たりましては、税の算定基礎となる医療費、被保険者数、世帯数及び被保険者の所得の動向等を勘案し、歳出に見合った歳入を確保できるかを種々検討した上で慎重に行っております。

近年の経済状況の低迷により被保険者の所得が伸び悩む中、本市におきましては、医療分については、平成8年度より5年間据え置き、被保険者が負担する国保税が高くないよう努めてま

いったところでございます。平成13年度の国保税につきましても、私どもはあらゆる角度から検討いたしましたが生じてまいります財源不足額につきましても、決算剰余金及び国保財政調整基金を充て、現行税率を据え置くことで国保運営協議会の答申をいただいております。

国保財政調整基金の状況を見ますと、平成12年度末で約16億8,600万円になる見込みでございますが、13年度当初予算において、基金からの取り崩しを4億8,500万円計上しており、実質の保有額は約12億円となります。基金につきましては、医療費が突発的に増大した場合や医療費の伸びと所得のバランスが大きく乖離し、大幅な税率改定を余儀なくされるなどの急激な変化が生じた場合に備えて積み立てているものでございます。

国保加入者の高齢化や生活習慣病の増加等により、増大していく医療費及び長期にわたる経済の低迷により国保税収入の伸びが見込みがたいなどの諸要素を勘案いたしますと、今後、大幅な税率改定も想定されるところから、基金につきましては、税率の引き下げに充てるのではなく、税率の引き上げを極力回避するための財源として確保し、弾力的に運用してまいりたいと考えております。

次に、資格証明書についてであります。国民健康保険の資格証明書は、災害その他特別の事情がないにもかかわらず、保険税を滞納している世帯に対して、被保険者証の返還を求め、それにかわり交付されるもので、国保の被保険者間の負担の公平を図るとともに、悪質な保険税滞納者対策の一環として設けられているものでございます。

資格証明書の交付を受けた方は、保険医療機関で診療を受ける場合に、被保険者証にかわってその資格証明書を提示し、一たん診療費用の全額を支払い、後日、保険者に対して、保険者が負担すべき療養費の支給を申請し、現金給付を受けるシステムになっております。

資格証明書は、従前までは交付できる規定というようになっておりましたが、国民健康保険法の改正により、平成12年度の第1期の納期限から1年を経過しても、なお国保税を納付しない場合において交付が義務づけられることになったものであり、本市においては、事務手続きの関係で平成13年10月ごろに資格証明書を発行することになります。

資格証明書の交付につきましては、老人保健の対象者、原爆被爆者及び厚生労働省令で定める公費負担医療の対象者は適用を除外されており、また、災害等の特別の事情がある方については、その旨の届書を提出していただき、さらに特別の事情が認められなかった場合等においては、弁明の機会を付与するなど、やむを得ない事情の考慮をすることとなっております。

本市といたしましては、これまでは資格証明書の交付を見送り、短期保険証を初めとするさまざまな収納率向上対策に取り組んできたところでございますが、国民健康保険法において資格証明書の交付が義務づけられたことにより、今後は、法の趣旨に該当する場合においては実施せざるを得ないものと考えております。

なお、資格証明書の交付対象者といたしましては、その世帯の生活状況等を十分に把握し、国保税の負担能力があるにもかかわらず、督促や催告を行っても納税相談や指導に一向に応じず、滞納処分を免れるため意図的に財産の名義変更を行うような者、いわゆる悪質滞納者などを想定しております。資格証明書を交付することにより診療費が支払えず、医療機関等で受診できないなどのケースを極力つからない方向で事務を行ってまいりたいと考えております。

また、交付対象者の認定に当たりましては、客観的かつ公平に判断するため、本市独自の措置といたしまして、資格証明書交付判定委員会を設けることにいたしておりますが、交付に際しましては十分に検討を重ね、慎重に対応してまいり所存でございます。

以上でございます。

○福祉保健部長(高谷洋一君) 民生福祉の向上についての7点目、乳幼児医療制度の現物給付についてお答えいたします。

本市の乳幼児に係る福祉医療費制度につきましては、乳幼児の健康保持と経済的負担の軽減を図ることを目的として、長崎市福祉医療費支給条例に基づき実施しているところでございます。

この制度は、長崎県の補助事業として、県市各2分の1の負担により実施しているもので、本市の福祉医療費の支給の方法につきましては、医療機関の窓口で一たん医療費を支払っていただき、その後、本人の申請に基づいて支給する、いわゆる

る償還払い方式をとっているところでございます。

現物給付方式は、受診日に自己負担額だけで受診できることから、一時的とはいえ経済的な負担がかからないなど、受給者にとって便利であることは十分理解しております。

他都市においては、佐賀市、大分市等現物給付方式で支給している市があることは承知いたしておりますが、そのほとんどは、県が現物給付方式の考え方に立っているところの市でございます。

本市といたしましては、この制度は福祉の増進を図ることを目的とした制度であり、本人申請による事後給付という考え方に立ち、償還払い方式をとっておりますが、これは長崎県と同様の考え方であり、県下の7市も本市と同じ償還払い方式を採用しているところであります。

また、現物給付方式に変更したある市におきましては、福祉医療費等が前年度の1.3倍に増大するなど、財政的にも影響が出ていると聞き及んでおります。

ちなみに、本市の場合、1.3倍で試算しますと、13年度の予算ベースで障害福祉関係分も含め約2億1,000万円の増となることを見込まれます。

このような医療費等の増加の問題など総合的に勘案した場合、本市単独で現物給付方式に変更することは、現時点では非常に困難であると考えておりますが、今後とも、県の動向等を踏まえ対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○環境部長（高橋文雄君） ごみ不法投棄対策についてお答えをいたします。

3月議会でご指摘を受けました三ツ山町、純心大学下及び六枚板地区の金属類、廃自動車等の放置の問題に対するその後の対応についてでございます。

純心大学の隣接地に金属類が放置されている件につきましては、この施設を管理する金属回収業者が現在保管をしておりました金属類を順次、当該地より搬出してありまして、目算ではございますが、3月議会でご指摘を受けました当時の半分近くは整理されている状況でございます。移転先の準備も進んでおると聞いてありまして、近々、撤去は完了するものと思っております。

また、六枚板地区におけます廃自動車の放置についてでございますが、現在、市道にあふれてお

りましたものについては、これらの所有でありませず自動車解体業者が指導に基づきまして整理をしたところでございます。また、一般廃棄物であります廃木材等の多量保管につきましては、順次、本市焼却場での計画的な処理を行うということでございます。しかしながら、その所有地にありませず廃自動車につきましては、著しい改善は見られておりませぬので、今後とも監視指導を行ってまいりたいと考えております。

自動車解体業におけます廃自動車は、部品の再利用または有価物である金属類を回収する目的で保管しているものでございますので、いずれも廃棄物処理法に基づき保管数量等について規制することは現状はできないものであります。しかしながら、生活環境の保全上、また、景観上も好ましくないことから、本市に限らず、全国的にも問題となっております。

近年、廃自動車が資源として有償取引されず、廃棄物と同じ扱いを受けるケースも多くなることから、環境省におきましては、これらの問題を解決するために、自動車解体業者を新たな制度の中で位置づけることを目的に登録制度を導入し、その施設についても基準を策定するなど、法整備に着手しておると聞いております。

本市といたしましても、これら国の動向を十二分に見極めつつ、自動車解体業者等への指導根拠となる条例あるいは要綱を独自に策定することも視野に入れまして、他自治体への照会を行うなどの準備作業に入っている段階でございます。

以上でございます。

○原爆被爆対策部長（太田雅英君） 被爆遺構の保存についてお答えをいたします。

被爆建造物等の保存整備につきましては、平成4年度に原子爆弾被爆建造物の取扱基準を定めまして、同基準に基づき被爆建造物の資料収集及び対象物件のリストアップを行い、平成5年度から7年度にかけて調査事業を実施し、平成10年度から保存整備事業を行ってまいりました。これまでに浦上天主堂石垣、山王神社二の鳥居など6件の保存整備事業を行っております。ご指摘の山里小学校防空壕跡の保存整備もこのうちの1件でございます。

これらの被爆建造物は、被爆の実相を後世に継承するため大変貴重なものでございますので、安

全性はもちろんのこと、耐久性、耐震性、樹木の樹勢など十分に調査し、長崎市原子爆弾被災資料協議会でも検討していただきながら保存整備を行ってきたところでございます。

そこで、山里小学校防空壕跡の保存整備事業についてでございますが、被爆建造物等のランクづけを行うための現地調査の際、当時の校長先生から「防空壕の上部の崖が崩れてきている」とのご指摘があり、さらには、被災資料協議会作業部会からも「早急な対策が必要」との提言を受けたところでございます。この防空壕は、碑巡りのコースにもなっております。多くの修学旅行生や観光客が訪れるところであり、万が一、防空壕が崩れるようなことがありますと、見学者の方々に被害が及ぶ可能性もあります。このような経過から調査を行ったところ、防空壕内部には、至るところに樹木の根の侵入が見られ、崩落しているところも5カ所確認され、雨水や地下水などによる浸食や緩みも見られました。

そこで、今回の保存整備に当たりましては、一つ、山里小学校の敷地内であり、日常的な学校現場の中にある、一つ、修学旅行など子どもたちの見学が多い、一つ、現場の土質が大変軟弱である、一つ、道路の真下に壕の一部がかかっている、一つ、住宅が間近にあることなどから、被災資料協議会のご意見をお聞きしながら、保存と安全確保に万全を図ったものでございます。

議員ご指摘の当時の修正復元につきましては、被災資料協議会作業部会からも、当初から当防空壕の保存計画に係る要望といたしまして、壕内部の平面図等を記載したわかりやすい説明板の設置をしてはどうかのご意見をいただいておりますので、今後、同作業部会と協議しながら設置板を設置してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○教育長（梁瀬忠男君） 市立公民館使用料の返還についてお答えをいたします。

公民館の使用料につきましては、長崎市公民館条例第8条第2項に「使用料は利用の許可の際に納めなければならない」。同じく同条第3項に「既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない」と規定をされております。

そのため、返還を認めるためには、ただし書きの「特別の理由」に該当する必要がありますが、現在は、天災等の災害の発生や本市の都合により公民館が使用できなくなったときなどの極めて例外的な場合のみに限定をいたしております。これは一たん利用の許可をし、使用料を受領した後に取り消しを容易に認めますと、実際には使用されない部屋を多めに予約されたり、当日近くになって取り消されるなど、実際に利用されたい方が予約できない状況も生じるなど、公民館の安定的な運営が阻害されるおそれがあるため、このような取り扱いをしているところでございます。

このため、取り消しをした利用者の立場からは、実際には使用しない室料を徴収されることになり、ご不満も出ている実情もでございます。

他都市の状況につきましては、九州内では北九州市、大分市、宮崎市及び鹿児島市の公民館につきましては、原則として返還をしておりますが、福岡市におきましては、利用日の10日前までに取り消した場合には全額返還がなされております。熊本市におきましては、利用開始前までに利用中止届を提出すれば5割返還されるなど、返還を認めている例もでございます。

なお、現在、財政部におきまして、本市の有料施設全体につきまして、使用料返還の状況等を調査し、それをもとに今後の取り扱いについて検討しているところでございます。

教育委員会といたしましては、他都市の公民館の状況も参考にしながら、財政部と協議の上、返還の取り扱いにつきまして、公民館の安定的運営と利用者の立場に立った利用とが両立できるよう前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（堀江ひとみ君） 一通りご答弁をいただきましたが、改めて確認をしたい点もありますので、再質問をいたします。

最初に、介護保険にかかわってです。市長から答弁をいただきました。私は、市長の答弁を聞いておまして、高齢者の皆さんが介護保険料が払えないという、そうした思いが十分伝わっていないということを実感します。

ここで一つ事例を紹介したいと思いますが、「私の年金は1カ月1万1,000円で妹と2人で暮らしておりますが、妹の年金は1万円です。2人



とも被爆者なので健康管理手当3万4,330円の2人分で生活をしています。これ以外の収入はありません。家賃は1カ月1万円です。まずお米を買って、その次に電気、ガス等の支払いをします。残りは6万円ですべてやりくりします。私は腰痛と心臓病などの病気があって、妹も腰痛などのために重たい物も持てず、無理ができない体です。どちらかが寝込むと生活ができないので不安があります。生活保護は受けないでこれまで頑張ってきましたので、勧められても生活保護は受けずに頑張ってみようと思います。このような私たちの生活の中から7,200円の介護保険料は、妹も同じ7,200円です、到底支払うことはできません」。

私は、市長が例えば、私が質問しました全額徴収を凍結するように国に言うてはどうか、このことについても、本来徴収される保険料が10月から徴収されるんだという見解を示されました。そして、経過的な措置なんだと、新たな負担に慣れていただく経過的な措置なんだと、そういうふうに言いました。なるほど、国の制度でしょう、介護保険については、しかし、どうして全国の自治体で130を超える自治体が減免制度を行っているのか。それはいかに非課税世帯といわれる年金暮らしの方からも介護保険料が取られる。そのことがいかに生活を脅かしているのか。こうした実態があるからこそ、全国で130を超える自治体が減免制度を行っていると思うんですよ。

だから、全額徴収されるのが当たり前ということではなくて、そもそも介護保険そのものが、高齢者からもこのように高い保険料を取ることがおかしいんだという認識に私はまず立っていただきたいと思うんですね。

そういう意味で、私が今回、減免制度をぜひ明らかにしてほしいと申しあげましたのは、確かに、言われるように、所得で一律にできないでしょう。所得だけで判断できないというのはわかります。正確な負担能力に欠けるという意味はわかります。しかし、市民の皆さんが、こんな暮らしの中で介護保険料が払えない、でも、なかなかそのことを市役所の窓口で相談に行きなさいと、やっぱり無理なんですよ。だから、長崎市がもっとこういう人が対象になるということをおおきく明らかにして、少なくとも生活保護基準を目安にします、参考にしますという相談であれば、これから長崎市が納

付書を送ります、そのときに生活保護基準の目安でも書かれて、そして減免制度を活用してくださいと、こういう案内をすべきではないか。広くそういう対象をきちんと明らかにして、その対象につきましても、介護保険課の窓口で実際、減免ができるかどうかというのは相談するわけですから、市民の皆さんにとって、課長のさじかげんで減免が活用できるかどうかというふうに、そういう対応ではなくて、私はぜひ、この減免の中身を明らかにして相談ができるような、そういう対応をしてほしいと、このことを要望していますので、私は、介護保険料が、もう取られて当然という考えではなくて、国の制度を実施している市長ではないんですから、長崎市の市民の実態に即して暮らしと福祉を守る、そういう立場に立った市長として、この介護保険の減免制度の問題はとらえてほしいと思うんです。

だから、この減免制度にかかわっては、市長からももう一度答弁をお願いしたいというふうに思います。

それから、2点目は不法投棄の問題です。

環境部長は、廃棄物処理法では対処できない、こういうふうに言いました。確かに、3月議会から、純心大学の隣接地の問題につきましても、私も本壇で述べましたように、幾らか移動されているというか、対応されているというのはわかります。しかし、六枚板の部分につきましても、言われるように、全然対応がなされていないんですよ。むしろ、またふえているというのが実態なんですね。

私は、そういう意味では、長崎市には環境保全条例というのがあるじゃないですか。こういう環境保全条例に照らしても、例えば事業者の努力義務の中では、違反しない場合においても、良好な環境の侵害の防止について最大の努力をしなければいけない。確かに、言われるように廃棄物処理法では対処できないというご答弁ですけども、しかし、実際に見ておわかりのように、あんなふうに野積み、山積みされて、しかも、10年来、住民の皆さんが何とかしてほしいと要望をしてきたじゃないですか。この苦情に対する対応についても、この環境保全条例の中にはきちんと明記されているわけです。この条例に照らしても、私はもっと厳しい指導をするべきだと、対処が生ぬる

いと、そういうふうに思います。

これは今回取り上げた問題ではなくて、3月議会に中田 剛議員が取り上げたわけですからね。しかも、六枚板の部分については、何ら対応が取られていないということを堂々と答弁をするわけでしょう。本当に指導する考えがあるのかというふうに思いますので、環境保全条例に照らしても、不法投棄対策の問題は、私はもっと対応すべきだと思うので、ぜひご答弁を部長、お願いします。

それから、もう一点お尋ねいたしますけれども、山里国民学校の防空壕跡の問題で、ああいうふうに今の防空壕になったのは、るる部長は理由を述べられましたが、その中には、安全性ということが出てきましたけれども、その述べられた理由の中に、被爆の実相をいかに伝えるかという、そのことで検討したということはないじゃないですか。確かに、別のところで検討したという経過はあったかもしれません。しかし、今回、市民の皆さんが言っているのは、碑巡りにも多くの方が、年間2万人を超える人たちが来るのに、これで若い世代に被爆の実相が伝わるかと言っているわけですから、単に、案内板を設置するということではなくて、私は修正復元を求めます。このことについても答弁をお願いします。

○市長(伊藤一長君) 堀江議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

生活困窮者の方に対する介護保険料の問題でございますけれども、堀江議員も自席から指摘されておりましたように、長崎市の場合も、今、三和町の話も出ましたけれども、国の基準は基準でございますけれども、指導もございますけれども、かなり議会の皆さん方等のご指摘も受けて、一歩踏み込んだつもりでおりますけれども、それでも足りないというご指摘だろうと思います。意味は私もよく理解できます。それでも、しかし、県内の79市町村の中では一歩踏み込んだんではないかなというふうに思っておりますが、まだまだいろんな検討課題等もあるかと思えます。

ただ、今、堀江議員さんの具体的な数字を挙げてのご説明の中で、その方の場合には家賃も1万円払われて、年金がというものをあれされましたら、保護は受けたくないという気持ちは、私もよく理解できますし、頑張っていたらいいんだなというふうには思いますが、例えば生活保護なのか、

あるいは医療保護なのかという、そういういろんな制度等もありますので、できればよかったら介護保険課でもいいし、高齢者すこやか支援課でも結構ですので、そういうもの等の、十分に本人もわかった上でのことだと思いますけれども、いろんな制度等もご活用いただければありがたいなというふうに思います。

介護保険料の問題につきましては、今後とも関係者の皆さん方と協議をしながら頑張りたいというふうに思いますので、よろしくご願ひ申し上げたいと思います。

○環境部長(高橋文雄君) 環境保全条例の趣旨に基づいての対応をもう少しすべきではないかというご指摘でございます。

確かに、本市の環境保全条例の中には、事業者の責務ということもきちっと書かれております。しかしながら、先ほどから申し上げておりますように、有価物というところもありまして、罰則規定、それから保管数量の規制をかけるということは、現在、困難であるというふうに考えております。しかしながら、ご指摘のとおり、条例の趣旨等にのっとりまして、景観に配慮するための方策、あるいは汚水等の流出防止の方策等についても指導してまいりたいというふうに考えております。

○原爆被爆対策部長(太田雅英君) 堀江議員の再質問にお答えしたいと思います。

このたびの山里小学校の防空壕跡地の保存につきまして、その実相を伝えることについての協議がなされたのかということでございますが、先ほど堀江議員さんからもご指摘がありましたように、被爆建造物というのは、当然、被爆の実相を後世に継承していくということで大変貴重な資料であるということは十分理解しております。

そのような観点に立ちまして、被災資料協議会とも十分に協議を重ねながら、この保存整備を行ってきたところでございます。確かに、被爆からもう56年と経過をする中で、保存と整備という中で、沖縄の戦跡でもそうでございますが、やはり土質の変化とか、そういったものがございまして、どういうふうなバランスをとって保存していけばいいのかというのが実態ではなからうかと思っております。そこら辺も含めて、今後とも、そういう被災資料協議会等に十分協議を図りながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○17番(堀江ひとみ君) この被爆遺構の問題につきましては、私はぜひ、図面で皆さん協議をされた段階と、それから実際にでき上がった場合ということでも違う部分があると思いますので、私はぜひ修正復元ということで、当時の実相を正確に伝えるという立場で修正復元をしてほしいということを強く求めたいというふうに思います。

あと4分ありますので、もう一点質問しますが、福祉医療費支給事業の自己負担額引き下げの問題です。これは市長が答弁をされましたので、私は、市長に尋ねたいと思います。

それから、もう一つの乳幼児医療費の現物給付の問題ですけれども、お話を聞いていて非常に長崎市の主体性がない。県の動向を見守るといふ、それはわかります。県の動向を見守るといふ状況の中で、県が例えば福祉医療費支給事業の自己負担額の引き上げについては、引き上げをしたので、提案をして、県下の市町村が引き上げを行ったと、しかし、それでよかったのかということが、少子化対策に逆行する、あるいは障害者の負担まで上げるのかということで、県の中でも検討がされているということが市長の答弁にもありましたし、私どもの県議団の中から、そういう話を聞きました。

今回の老人保健法の改悪ということで、一部負担金を引き上げたのは、私は驚いたんですけども、全国で長崎県と奈良県だけなんです。ほかには、例えば愛知県では530円の自己負担は廃止にするし、あるいは山形とかほかの2県は、そのまま530円を据え置くということをやっているわけです。全国で奈良県と長崎県だけが、530円から800円に引き上げたんです。私は、県の動向を見守るといふことではなくて、市民の暮らしを守るという立場から市長が、私はぜひ、この自己負担額の引き下げについては、逆に、長崎市が単独でできないということであれば、県との事業ですので、私は県に対して、ぜひ要望すべきだと、引き上げの議案だけ持ってくるのではなくて、引き下げの議案も持ってくるべきだと私は思うんです。

そういう意味で、県に対して要望してほしいと思うんですが、この点、最後に市長の見解を求めます。

○市長(伊藤一長君) 堀江議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

福祉医療費の問題でございますけれども、確かに、議員ご指摘のように、また、私も本壇でお答えいたしました。これは県と私ども市との2分の1、それぞれの補助事業でございますので、議員さんがおっしゃるような形でやれば、800円になったのはけしからんとなくなって元に戻すとなったら、今度は市がそれだけの分を手出しするという形になりますので、先ほど本壇での最後の部分で申し述べたと思うんですが、私も県の市長会の会長をしておりますので、町村会の皆さん方とも協議をしながら、県に対して、こういった形での改正をしたけれども、いいのかどうかと、他県の状況等もこれあり。そういう問題等の今、問題調整をさせていただいているということでございますので、もうしばらく時間をいただきたいというふうに思います。

○議長(鳥居直記君) 次は、24番松尾敬一議員。

〔松尾敬一君登壇〕

○24番(松尾敬一君) 質問通告に従い、質問をしたいと思います。6番目の環境行政について、「家電リサイクル法施行後の状況について」は、昨日、同僚議員の質問がありましたので、重複をいたしますので、割愛をいたします。

まず、行政改革について。

業務の民間委託と職員数について。長崎市においては、昭和58年に長崎市行政改革大綱が示され、給与の見直しや事務事業の見直し、直営の廃止や民間委託など第1次行政改革が実施をされました。そして、伊藤市長になり、平成8年、新たな行政改革大綱を定め、効率的行政運営、効果的行政運営及び合理的行政運営の3つの基本方針のもとに5カ年の実施計画を作成し、事務事業の見直しや定員管理の適正化など行政運営全般に改革の推進を進めてきました。これまでの行革の中で、スリムな行政を目指し、民間活力の活用の面からグラバー園の管理業務、公園の維持管理業務、病院の医事業務、調理業務の民間委託など、民間でできるものは民間でとの方向で一定、進んできたと思っていますし、正規職員の給与と委託費との比較では、経済効果として、それなりの数字が出ているのも評価をいたしています。また、委託に出した職員の数だけは減少しているものと理解して